

報告第 10 号

臨時代理した事件(名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定)の承認について

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則（平成4年教育委員会規則第6号）及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 3年 4月 8日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

施設の開館時間及び休館日を変更（令和3年教育委員会規則第2号の改正規定前のおり）するため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 開館時間について、午前9時から午後5時まで（現行〔未施行〕：午前10時30分から午後4時まで）とする。
- (2) 年末年始以外の休館日について、月曜日及び木曜日（この日が同法に定める休日にあたる場合は、その翌日）（現行〔未施行〕：国民の祝日に関する法律に規定する休日を除いた月曜日から木曜日までの日とする。）

3. 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則の一部改正)

第1条 名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則(平成4年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午前10時30分から午後4時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 月曜日及び木曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときは、その翌日)

(史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成7年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午前10時30分から午後4時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 月曜日及び木曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときは、その翌日)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則及び史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する
 条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

名張藤堂家邸の設置及び管理に関する規則（第1条関係）

改正案	現行
(開館時間) 第2条 施設の開館時間は、 <u>午前9時から午後5時</u> <u>までとする。</u> 2 (略) (休館日) 第3条 施設の休館日は、次のとおりとする。た だし、教育委員会が必要と認めるときは、これを 変更し、又は別に休館日を定めることができる。 (1) 月曜日及び木曜日（この日が国民の祝日に関 する法律（昭和23年法律第178号）に定める休 日に当たるときは、その翌日） (2) (略)	(開館時間) 第2条 施設の開館時間は、 <u>午前10時30分から午後</u> <u>4時までとする。</u> 2 (略) (休館日) 第3条 施設の休館日は、次のとおりとする。た だし、教育委員会が必要と認めるときは、これを 変更し、又は別に休館日を定めることができる。 (1) 月曜日から木曜日まで（これらの日のうち、 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178 号）に規定する休日を除く。） (2) (略)

史跡夏見廃寺跡歴史の広場の設置及び管理に関する条例施行規則（第2条関係）

改正案	現行
(開館時間) 第2条 夏見廃寺展示館（以下「展示館」という。） の開館時間は、 <u>午前9時から午後5時までとす</u> <u>る。</u> 2 (略) (休館日) 第3条 展示館の休館日は、次のとおりとする。た だし、教育委員会が必要と認めるときは、これを 変更し、又は別に休館日を定めることができる。 (1) 月曜日及び木曜日（この日が国民の祝日に関 する法律（昭和23年法律第178号）に定める休 日に当たるときは、その翌日） (2) (略)	(開館時間) 第2条 夏見廃寺展示館（以下「展示館」という。） の開館時間は、 <u>午前10時30分から午後4時までと</u> <u>する。</u> 2 (略) (休館日) 第3条 展示館の休館日は、次のとおりとする。た だし、教育委員会が必要と認めるときは、これを 変更し、又は別に休館日を定めることができる。 (1) 月曜日から木曜日まで（これらの日のうち、 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178 号）に規定する休日を除く。） (2) (略)